

議案第64号

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例について

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和3年9月2日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

戦没者および戦争犠牲者への哀悼、新たな顕彰のかたち、非核・平和への祈念について検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関として「市民とともにつくる非核・平和米原市民会議」を設置するため、この案を提出するものである。

米原市付属機関設置条例の一部を改正する条例

米原市付属機関設置条例（平成 28 年米原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の市長の部の米原市手話施策推進会議の項の次に次のように加える。

市民とともに につくる非 核・平和米 原市民会議	戦没者および戦争犠牲者への 哀悼、新たな顕彰のかたち、非 核・平和への祈念に関し必要な 事項を調査審議すること。	6 人 以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 専門的な知見を有する者 (3) 関係団体の代表者 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、 市長が適当と認める者	2 年
-----------------------------------	---	-----------	--	-----

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市附属機関設置条例新旧対照表（改正理由）

改正後						現 行						改正理由
別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						別表第1（第2条、第3条、第4条関係）						・附属機関として、市民とともにつくる非核・平和米原市民会議を設置することに伴う改正
附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	附属機関の属する執行機関	名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	
市長	略					市長	略					
	米原市手話施策推進会議	略					米原市手話施策推進会議	略				
	市民とともにつくる非核・平和米原市民会議	戦没者および戦争犠牲者への哀悼、新たな顕彰のかけ、非核・平和への祈念に關し必要な事項を調査審議すること。	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 専門的な知見を有する者 (3) 関係団体の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者	2年							
	米原市老人ホーム入所判定委員会	略					米原市老人ホーム入所判定委員会	略				
	略						略					
略						略						
備考 略						備考 略						